

令和6年3月14日

1. 出席議員

1番	高橋	信広
2番	花下	主茂
3番	坂本	治郎
4番	水町	典子
5番	古賀	邦彦
6番	久間	寿紀
7番	原田	英雄
8番	小山	和也
9番	高山	正信
10番	川口	堅志
11番	田中	栄一

12番	堤	康幸
13番	石橋	義博
14番	牛島	孝之
15番	服部	良一
16番	中島	信二
17番	栗原	吉平
18番	三角	真弓
19番	森	茂生
20番	栗山	徹雄
21番	川口	誠二
22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島新五
事務局参事補佐兼次長	樋口安澄
書記	中島知子
書記	深野晃弘

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総務	部長	原	亮一
企画	部長	馬場	浩義
市民	部長	牛島	憲治
健康福祉	部長	坂田	智子
建設経済	部長	若杉	信嘉
教	育	部	長
総務	課	長	秋山
財政	課	長	田中
税務	課	長	田代
人権・同和政策・男女 共同参画推進	課	長	古家
福祉	課	長	遠藤
学校教育	課	長	栗山

議 事 日 程 第 7 号

令和6年3月14日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第2 議案上程・説明
 - 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第4 山の井用水組合議会議員の選挙
 - 第5 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第1 委員長報告

- 議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旧木下家住宅条例の制定について
- 議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定について
- 議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算
- 議案第31号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算
- 議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算
- 請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願

第2 議案上程・説明

議案第39号 工事請負契約の締結について（（仮称）八女市立みさき学園増築改修工事）

議案第40号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第42号 教育委員会委員の任命について

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

第4 山の井用水組合議会議員の選挙

第5 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日より最終日となりました。また、この議場での最後の会議となりましたので、どうぞ最後まで慎重審議をよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、委員会提出議案、資料、提案理由書、山の井用水組合議会議員被推薦者名簿及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 委員長報告

○議長（橋本正敏君）

日程第1．委員長報告を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました議案第5号 八女市乳幼児・こど

も医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査いたしました概要並びに結果について一括して御報告申し上げます。

まず、議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、子育て世帯へのさらなる支援を目的に、医療費の完全無償化を中学生まで拡大するとともに、ひとり親家庭等医療費や重度障がい者医療費についても中学生まで完全無償化するために必要な改正をしようとするものでございます。

審査に当たって委員から、今回は中学生までの無償化であるが、将来的に高校生までを対象にする考えはとの問いに対し、全国的には高校生までを対象とする取組を始めた自治体があるが、基本的に県の公費医療制度をベースに八女市が単独で自己負担分の助成を上乗せしているものであり、年齢枠は県の制度で確立された上で、市としてどうするか整理していきたいとのことでした。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第5号について全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準額及び保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準を現在の11段階から国の標準段階に合わせて13段階にするため必要な改正をしようとするものでございます。

審査に当たって委員から、準備基金を取り崩せば値上げしなくてもよかったのではないかと、その検討はされたのかとの問いに対し、保険料を100円刻みで試算し検討した。基金を入れなければ基準額の保険料が6,634円必要で、令和32年までの試算では9,228円まで上がる。今の計画で6,600円台から6,200円に保険料を下げるために、3年間で3億円台の基金投入で済んでいるが、9,200円台まで上がる場合に、保険料の上昇を抑えるには、投入する基金の額がますます高くなるが見込まれるので、準備基金を枯渇させるわけにはいかないとのことでした。

また、介護保険料の段階の判定に関する基準を11段階から13段階までにすると、所得の多い人の負担が多くなるのではないかととの問いに対し、今まで最高の段階で2倍であったのが2.4倍になるため、所得が高い方は負担が増えることになるとのことでした。

なお、質疑後の討論において、反対討論が1件、賛成討論が1件ございました。

反対討論は、基金が9億円からあり、値上げを行わなくても運営ができると思われる。値

上げはするべきではなかったので、反対するという内容でございます。

賛成討論は、今回の値上げは苦渋の選択と理解する。基金は3年、4年の中期で考えると厳しくなるところもあるため賛成するという内容でございます。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第7号については賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

それではまず、議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○1番（高橋信広君）

私は、議案第5号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

このたびの条例改正案は、中学生期までの全ての子どもに対して医療費を無償化することで、子どもの健康維持、向上と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に資することが目的であると理解しております。本来であれば、国が行うべき政策と認識しておりますが、本市が率先して実施することにより、子育て支援の強化策として高く評価するとともに、市民からも理解を得られるものと考えます。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環としても重要な政策と捉えております。そして、本市の先進的な取組が他自治体に広がり、国の政策につながることを期待しております。

市長をはじめ執行部におかれましては、今後、子どもという定義に基づき、医療費が最も低い年代層に当たる高校生期までの医療費の無償化を実現されますよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○5番（古賀邦彦君）

議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の改正により、第5段階の基準額の月額6千円が200円値上がりし、6,200円となります。国民年金受給者は満額でも月額66,250円の年金です。年金額の実に約1割が介護保険料の負担になります。これでは到底年金だけで食べていくことはできません。

介護保険制度は2000年度から始まりました。当初の保険料は2,990円でした。その後値上げが続き、今回の値上げで当初の2倍以上になっております。八女市には介護保険給付準備基金が920,000千円もあります。なぜこの基金の一部を取り崩し、値上げを抑えようとしなかったのか疑問でなりません。

一方で、特別養護老人ホームは待機者が多く、なかなか入所できません。入所しても利用料が払えず退去せざるを得なくなった人もあると聞きました。山間部では訪問介護も満足に受けられない現状が広がっています。まさに保険あって介護なしが現実となっております。

以上の理由により、議案第7号に反対いたします。

○1番（高橋信広君）

議案第7号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

この条例改正案は、保険料を現在の基準額月額6千円を6,200円とし、標準段階を11段階から13段階に変更するものであります。一部の被保険者にとっては負担軽減になりますが、基金額として200円の値上げとなり、総体的には一定の負担増になるものであります。令和6年度には団塊世代が全て後期高齢者になり、今後10年間は介護給付費が増大することは明白であります。現在、介護保険給付準備基金は9億円以上が確保されておりますが、今回、約330,000千円を取り崩した上での見直しとなり、条例改正案は激変緩和策としても正しい判断と理解しております。

最後に、執行部におかれましては、フレイル予防をはじめとした介護予防のさらなる強化と適切な介護事業を運営することで、要支援を含む要介護認定者の減少並びに市民の健康寿命の延伸が実現できることを切にお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

総務文教常任委員会に付託されました議案第13号 旧木下家住宅条例の制定について及び議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（服部良一君）

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました報告を行います。

議案第13号及び議案第14号、総務文教常任委員会に付託されました議案第13号 旧木下家住宅条例の制定について及び議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定について審査いたしました概要及び結果について、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第13号 旧木下家住宅条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、八女市の指定文化財である旧木下家住宅の保存と活用を図るために、郷土料理の提供や近隣事業者等と提携したマルシェの開催、ギャラリーとしての蔵の活用など、指定管理者に施設の利活用を行わせることができるよう条例の全部を改正するものであります。

質疑に入り、今は市の直営か、指定管理をする際は公募するのか。公募するのであればいつ頃予定しているのかとの問いに対して、現在は市が直営しており、指定管理をする際は公募する予定である。公募の予定としては令和6年の夏から秋に公募を行う予定で令和7年4月1日から指定管理者による管理を始めていきたいとの回答がありました。

次に、現在の収入や維持費はどのようになっているのかとの問いに対し、現在は見学する際は無料で開放しているが、施設を占有して使用する場合は、各施設1時間110円を徴収している。令和5年度現在の金額は64千円ほどの収入が上がっている。維持費は、シルバー人材センターに委託している清掃管理・案内業務、消防設備等の点検業務、警備会社による機械警備などで年間3,000千円ほどかかっているとの回答がありました。

次に、指定管理で収益が出る見込みはあるのかとの問いに対し、令和6年1月時点で7,500人ほどの入館があっている。また、厨房があるので八女の食文化を広めるためのセミナーと文化財を活用した体験をセットにして売っていいのではないかと考えている。今年度の12月から2月に施設を利用したレストラン業務で貸し出しており、1食20千円という金

額でしたが、それなりの集客は計れており、利活用はできると考えているとの回答がありました。

続きまして、議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、あらゆる差別の解消に向け、八女市人権・同和教育啓発センターを立花庁舎内に設置するため、条例を制定しようとするものでございます。

最近、問題視されているSNS上での誹謗中傷や差別を助長する情報の発信、性的少数者への偏見や差別、家庭、職場等のあらゆる場面で想定されるハラスメントの問題など、昨今の人権問題は、国際化を含む社会情勢の変化により新たな人権問題が顕在化、多様化しております。社会情勢を的確に捉え、市民が抱える人権課題に応じていく必要があり、他自治体や関係団体、機関の取組を調査、研究連携し、同和問題をはじめとする人権問題に関する教育や啓発をより包括的に行うための拠点として、八女市人権・同和教育啓発センターを設置するための条例を制定するものでございます。

質疑に入り、条例案と予算資料で説明されていることに整合性が見られないが、センターを設置する具体的な目的はどのようなになっているかとの問いに対して、隣保館の各エリアで実施していた相談業務を市全体の総括的エリアで実施し、さらに啓発業務等の調査、研究、企画、運営をしていくことを目的として設置を考えているとの回答がありました。

次に、それぞれの隣保館があるが現状の状態で何らかの不具合があるのかの問いに対して、不具合というものはないが、新たな時代に対応するために広く調査、分析等を行いながら、新たな人権課題に取り組んでいく機関が必要なためセンター化をお願いするものとの回答がありました。

質疑後の討論では、このような政策は同和のさらなる特別扱いにつながる。公平・公正な行政運営とは言えず、反対するとの討論がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては、議案第13号は全員賛成で原案を認めることに決し、議案第14号は賛成多数で原案を認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第13号 旧木下家住宅条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○5番（古賀邦彦君）

議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

条例案第3条には人権センターが取り扱う事業として、人権・同和問題の教育及び啓発、相談及び指導、調査及び研究、人権・同和問題に係る関係機関及び関係団体との連携などが明記されておりますが、事業説明書には、各隣保館で行っている相談業務、啓発事業、研修等の業務を総合的に企画運営することで、効果的な市全体の人権行政の推進を図るとされております。条例案が示す事業内容と具体的な事業説明との整合性が取れておらず、事業の在り方を理解できません。また、運動団体の2000年8月の人権教育啓発法制定へ向けた運動方針には、人権教育啓発センター設置が盛り込まれております。福岡県内の状況を調べてみますと、分かっただけでも17の自治体で、人権センター、人権啓発センター、人権福祉センターなど、名称こそ違いますが設置されておるようです。今回の八女市人権・同和教育啓発センターもその一環ではないかと考えます。

2016年、平成28年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律案について、参議院では過去の民間団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に実施することとする全会一致の附帯決議がされております。現状でも運動団体への補助金など過度な支出が見られる上に、さらにこのような施策が行われることは公正・公平な行政運営とは言えず、市民の理解は得られないと判断

します。

以上の理由により、議案第14号に反対いたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

建設経済常任委員会に付託されました議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（高山正信君）

皆さんおはようございます。建設経済常任委員会に付託されました議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてについて審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、本町・高塚地区地区計画の都市計画変更決定に伴い、建築物の建築制限について必要な規定を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

委員からの質疑はありませんでした。

採決の結果、当委員会としましては、議案第15号について全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

議案第15号 八女市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員会に付託されました議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）、議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算から議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算までの5件、議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算及び議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

本案について予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆様おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会に付託されました議案8件につきまして、審査結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、採決しました結果、議案8件につきましては、原案のとおり可決しましたことをまずもって御報告いたします。

以下、各分科会からの報告と概要について、主なものを申し上げます。

まず、議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）でございます。

総務文教分科会からは、ふるさと支援寄附金事業について、他の自治体への流出した額はどれくらいかという問いに、令和5年度分については確定申告前のため把握できていないが、令和4年度は八女市民が他の自治体に寄附をされた額は約56,550千円で、八女市には1,292,750千円の寄附をいただいている。経費が715,670千円で、返礼品などの経費を差し引いた寄附額は520,530千円となっているとの報告でございました。

次に、厚生分科会からは、一部事務組合負担金について減額補正となっているが、公立八女総合病院企業団負担金は国からの交付税が減ったのかという問いに、この負担金は普通交付税と特別交付税の合計額で相当額を負担金としている。地方交付税は基準額等が毎年度12月ぐらいに示されるため、その増減によって負担金も増減している。令和6年度予算については、令和5年度ベースで予測し計上しているとの報告でございました。

次に、建設経済分科会からは、活力ある高収益型園芸産地育成事業について、減額補正の金額が大きい具体的な内容及び次年度以降の事業申請に影響はないのかという問いに、減額となったのは事業実施主体からの事業実施取下げによるものである。取下げについては、新規就農のためのハウス施設を新規で建てる予定であったが、既存の空きハウスを利用することになったことや、コロナ禍等による資金不足もあり製茶機械等の購入や施設整備を見送られたことが主な理由である。

また、この事業は福岡県の補助事業であるが、毎年、要望の全てを採択いただき実施して

おり、今後も県と連絡を密にし、事業採択に支障が出ないように努めるとの報告がございました。

続きまして、議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会からは、集落支援員設置事業について、支援の範囲、配置状況、身分及び特別交付税措置の対象の概要はという問いに、主な支援、連携の相手は各校区、まちづくり団体を想定しているが、地域の実情や活動の状況に応じ、柔軟に対応する予定である。配置については、本庁や支所の庁舎に常駐し、業務を行うのではなく、各地域の中で活動を行うことを想定している。ただし、市との連携も重要であることから、庁舎内に集落支援員専用のデスクを設置し、市、地域、集落支援員をつなぐ連絡拠点を準備したいと考えている。身分については、地域の実情や活動の状況に応じて、夜間や週休日など柔軟に対応することができ、集落支援員自らが地域住民と連携し、主体的に活動することができるよう市職員としての雇用ではなく委嘱としている。特別交付税措置は、令和5年度では1人当たり専任で年間4,450千円、自治会長等との兼任で年額400千円が上限となっており、国においては、今後この上限額の引き上げも検討していると聞いている。また、八女市では専任での配置となるとの報告がございました。

また、庁舎建設事業について、最終的な借入金額は幾らかという問いに、総事業費の現時点の見込みは約7,480,000千円となっている。そのうち、合併推進債での借入れを約5,850,000千円を見込んでいる。借りた年度の次から5年間据置きでその後25年払いとなる。複数年度で事業を実施しているため、償還開始年度と終了年度が異なることで、年度により償還額が異なるが、ならすと年間約163,000千円を市の負担として償還することになるとの報告がございました。

次に、厚生分科会からは、放課後児童健全育成事業について、見崎校区義務教育学校の学童保育所の新築は、学童保育所としては予算規模が大きいがどういう内容かという問いに、みさき学園義務教育学校は現見崎中学校に整備されるため学童保育所がない状況である。令和5年度から整備に向けて動いているが、敷地内に建設すればグラウンド等が狭くなるので、新たに土地を取得し整備するよう事業を進めており、その造成費用、周辺整備等も含まれている。物価の高騰もあり、予算上は造成分と割増し分の概算設計見積りで要求している。平屋造りの40人の3クラス120人程度の施設になるとの報告がございました。

また、自殺対策事業について、自殺者数及び対策はという問いに、八女市において自殺で亡くなった方は、平成30年13人、令和元年9人、令和2年12人、令和3年12人、令和4年10人である。自殺対策は全庁的に関わるため、庁内組織において年に数回協議している。各部署での気づきや対応、つなぐことが重要であり、庁内全体で連携しながらやっている。中でもゲートキーパー養成講座によりゲートキーパーをできるだけ増やし、しっかり携われる、

寄り添える方を養成していく計画である。役所だけではなく、関係機関、いろんな部署との連携が必要になると考えているとの報告がございました。

次に、建設経済分科会からは、観光協会事業のうち、観光事業に関するフィルムコミッション事業とはどのようなものかという問いに、八女市内にある様々な観光素材を集約・データベース化し、各種メディア等が行う八女市内での映画撮影やCM撮影、またドラマ等の撮影の際に素材の提供による支援を行い、八女市の観光アピールに繋げるものであるとの報告がございました。

また、道路河川愛護活動報償金について、東部においては高齢化が進み広範囲の道路愛護の対応に苦慮しているが、市が行うとされている業者委託について今年度の実績はという問いに、今年度は、黒木、立花及び星野で各1件、矢部で2件発注している。上陽では災害工事に合わせて対応されており、この予算での工事発注はされていないとの報告がございました。

続きまして、議案第31号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会から、国民健康保険税について、国保は県との共同運営となったが、税率は県下同率ではなく市町村内で税率を決めているがどのような方向にあるのかという問いに、全国的には都道府県ごとで保険料が統一されているところはあるが、福岡県は遅れており、納付金の算定に当たっては、それぞれの市町村に示されている標準税率を参考に各市町村で税率を決定している。保険料の統一については、医療分について年齢調整した後の医療水準に県内で差があるので、まずは、その差を縮めていき、令和11年度以降も引き続き調整していく見込みであるとの報告がございました。

続きまして、議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算でございます。

厚生分科会からは、訪問ヘルパー事業などの介護サービスについて、八女市の中で地域間の格差があるのではないかと、高齢化率の高い東部に事業の手が届いているのかという問いに、黒木を含めた八女の東部地域には訪問介護事業所がないため、訪問介護は八女地区、立花地区の事業所から提供いただいている。地域による格差を是正するため、訪問サービスを提供できる小規模多機能型居宅介護事業所を東部に整備する事業を実施している。令和6年度以降も継続して施設整備に取り組むたいと考えているとの報告がございました。

続きまして、議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

厚生分科会からは、高齢者医療保険料について、普通徴収は何%かという問いに、後期高齢者医療の保険料はおおよそ特別徴収が7で、普通徴収が3の割合との報告がございました。

続きまして、議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算でございます。

厚生分科会からは、矢部診療所の医師による高齢者宅への訪問診療ができないのかという

問いに、訪問診療の利用については案内をしているが、さらに制度の周知等を継続・強化していきたいと考えている。また退院後の在宅医療のため紹介された方についても、訪問診療の利用説明等を行っている。自分で外出することは一種のリハビリやコミュニケーションにもなっている。また家族の送迎支援を受けることも意思疎通の機会であり、併せて生活支援につながっている面もある。そのため、単に訪問診療を推奨するようなことはせず、本人及び家族の意向を酌み取りながら対応していきたいとの報告がございました。

続きまして、議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、委員からの質疑はなかったとの報告がございました。

続きまして、議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算でございます。

建設経済分科会から、公共下水道における現在の水洗化率はどうなっているかという問いに、令和5年度末時点で79.6%となる見込みであるとの報告がございました。

また、下水道事業計画に沿って工事を進められていると思うが、事業の完了の予定と進捗状況はという問いに、令和22年度の予定になっている。工事の進捗については、おおむね計画どおり進んでいるものと認識しているとの報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

質疑後の討論におきましては、反対討論が4件ございました。

まず、議案第23号について、東部の地域包括支援センターが委託から直営に変わることで、窓口での介護相談等の支援業務が低下すると思われることから反対であるという内容でございました。

次に、議案第30号について、マイナンバーカードの利用を広げるべきではないという立場から、戸籍や住民票にまで広げるような予算には反対であるという内容でございました。

次に、議案第32号について、介護保険料が値上げされることに反対であるという内容でございました。

次に、議案第33号について、後期高齢者の保険料が値上げされることから反対であるという内容でございました。

冒頭申し上げましたとおり、議案8件については原案のとおり可決しておりますが、ただいま報告いたしました審査の概要と、各分科会で出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第23号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第11号）に反対の立場で討論を行います。

地域包括支援センター業務委託料390,000千円を廃止する債務負担行為補正が計上されております。これは筑水会に委託していた旧八女地区以外の5か所の地域包括支援センターを廃止して、新たに黒木支所に市直営の東部地域包括支援センターを設置するというものです。

したがって、立花、上陽、矢部、星野地区では、地域包括支援センターが地元からなくなってしまいます。今後、これらの4地区は各支所の市民生活福祉係が窓口を兼務し、簡単な手続はできるけれども、それ以外はZoomなどで相談に乗るとの説明です。しかし、特に高齢者に介護などの込み入った相談をパソコンの画面を見ながらの相談で血の通ったまともな相談ができるとは思えません。地域包括支援センターとは、専門的知識を持った職員が高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護予防サービス、健康福祉サービスなどの相談に乗る総合窓口であります。介護保険の申請窓口も担っております。このような総合窓口を廃止とは到底納得できるものではありません。むしろ充実させる必要があるのではないのでしょうか。山間部と町なかとの格差がなお一層拍車がかかる結果になるのではないのでしょうか。

以上の理由により、議案第23号に反対するものであります。

議員の皆さん方の賢明なる判断をよろしく願いしまして、反対討論といたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○13番（石橋義博君）

私は30号議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

全てに反対ではございません。むしろ災害対応策などは急がなくてはならないと思っておるところでございますけれども、しかしながら、図書館建設において慎重審議にならないといけないにもかかわらず、最終的には取り下げられましたものの、議長をはじめ議会議員軽視、ひいては市民軽視であります。よって、私は魂を込めて反対いたします。

以上です。

○7番（原田英雄君）

議案第30号に対しましての賛成討論をさせていただきます。

私は、議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算について賛成で討論を行います。

令和6年度の一般会計当初予算は総額44,253,894千円と、前年より約2,270,000千円の増額で過去最高額となっており、子ども・子育て支援、防災・減災対策、地域産業活性化を3本柱として重点配分しながら、将来への基盤づくりを推進するための積極予算となっています。

歳入につきましては、いまだコロナ禍の影響も残る中、不透明な経済状況にあると考えられますが、市税や地方交付税の増額に加え、災害復旧や各種事業に充当する国庫補助金の大幅な増額、ふるさと納税の活用などが見込まれており、市債についても災害復旧事業債をはじめ、合併推進債や辺地債、過疎債など地方交付税に算入される有利な起債を活用するなど、複雑多様化する行政ニーズに対応すべく、市政運営に必要な効率的な財源確保に努められています。

一方、歳出につきましては、まず、子ども・子育て施策として、こども家庭センターと教育サポートセンターを新たに設置するほか、10月より中学生までの医療費完全無償化が開始され、給付型奨学金や学校給食費助成、子育て世帯訪問支援、保育所送迎ステーション事業、保育や教育施設の整備など、子育て世帯への重層的支援と負担軽減策が盛り込まれています。

防災・減災対策としては、昨年7月の豪雨災害復旧において、国庫補助事業による復旧工事に加え、河川改良や治水対策、市単独の農業災害復旧事業補助率かさ上げのほか、頻発する自然災害に備えるため、移動式トイレトレーラーや移動式大型浄水器、各種備蓄品など資機材購入費や地域避難所開設費用助成など、防災力の拡充強化が計画されています。

地域産業の活性化については、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や八女材普及促進住宅資材助成、商工会と商工会議所が発行するプレミアム商品券への助成、農林業生産基盤の整備、新規就農者育成確保対策や担い手育成支援対策など、基幹産業に対する様々な振興策に加え、本年度は特に市制70周年、合併15周年の記念事業として、市の特産品や観光資源、伝統文化など、県内外へPRする物産展等が予算化されています。

その他、新規事業として、消防団員とその家族を支援するための消防団員家族応援交付金

の創設や課題が山積する各地域の自主活動を支援する集落支援員の配置、市民の交通手段を確保するための路線バス代替運行事業、人権・同和教育啓発センターの設置など16事業が計画されています。

また、移住・定住を促進するための専門相談員の設置、有害鳥獣対策における野生動物緩衝林整備、老朽危険家屋等除却促進事業や子ども食堂補助金の増額、窓口サービス専門員の配置など、18の事業が拡充され、一層の市民サービス向上が期待されます。

本予算案は、少子高齢化が進む本市において、山積する諸課題に対処すべく、創意工夫し編成されており、市民生活の向上と地域経済の活性化に資するものと評価いたします。

執行部におかれましては、引き続き効率的な予算執行に心がけるとともに、様々な課題に正面から取り組まれ、みんなの笑顔が輝く八女市へ市民に寄り添った行政運営に努められますよう要望し、私の賛成討論とします。

○19番（森 茂生君）

議案第30号 令和6年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行いますけれども、全てに反対するものではありません。中学生までの医療費無償化など評価できる予算も多数計上されております。

2款3項戸籍住民基本台帳費の中で、システム改修業務委託料1,760千円が計上されております。これは戸籍とマイナンバーカードをひもづけし、さらなる利用拡大を進めるものであります。また、生活保護受給者が医療機関を利用したときにもマイナンバーカードが使えるよう利用拡大をしております。そのほかにも、マイナンバーカードとひもづけを増やし、利用拡大を進めるための関連予算が多数計上されております。ひもづけを増やせば増やすほど、一たび情報漏えいが起きれば深刻な事態になると思われれます。

3款民生費の中で、同和地区支部活動事業助成金6,017千円、そのほかにも多額の同和関係予算が計上されております。また、新規に人権・同和教育啓発センターが設置される関連予算が計上されております。時代に逆行するものであります。同和事業は直ちにやめるべきであると思います。

10款教育費で、小中学校とも水泳指導業務委託料が計上されております。筑南小中学校では着替えや往復の時間がかかるために授業時間が短縮され、全員が泳げるようになるのは無理があると言われております。いま一度精査が必要ではないでしょうか。また、不登校問題も非常に深刻であります。令和5年度の不登校の児童生徒数は小中学校で180人です。全国的に見ても相当多い不登校の人数であります。不登校を生まない、あるいは不登校になった児童生徒への対策が不十分ではないでしょうか。

以上の理由により、議案第30号に反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和6年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○5番（古賀邦彦君）

議案第32号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計予算について議案第7号と同じ理由により反対をいたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第33号 令和6年度八女市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直されます。福岡県広域連合第1期の保険料は1人当たり年額71,851円でした。これが第8期では81,731円で約10千円負担が増えております。令和6年、7年の第9期の保険料も値上げの予算になっております。また、令和4年9月まで病院での窓口負担は現役並みの所得のある人は3割、一般所得者は1割負担でした。ところが、令和4年10月以降は、新たに一定以上所得のある人は2割負担が設けられ、全体の約20%の人が2割負担になっております。ほとんど忘れかけられていますけれども、今から50年前、1973年から10年間は70歳以上の高齢者の窓口負担は無料だった時期があります。誰一人取り残さないと言いますが、現実とは全く違います。年を取るごとに高齢者にとって暮らしにくい社会になっていっているのではないのでしょうか。

以上の理由により、議案第33号は反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和6年度八女市矢部診療所特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和6年度八女市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和6年度八女市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

次に、総務常任委員会に付託されました請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願を議題といたします。

本案について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○15番（服部良一君）

報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願について審査いたしました概要並びに結果について報告申し上げます。

本請願は、ハラスメントは人権問題であるとの認識に立ち、対市民を含めたあらゆるハラスメントの防止を求める条例の制定を求めるものです。

審査に当たっては、請願者から請願の趣旨等について陳述説明を受け、その後、委員からの質疑、審査を行いました。

審査の中では、みんなハラスメントはいけないと思っている。ただ、あらゆるハラスメントの防止に対応するには、法制上の課題や制度設計を調査、研究をする必要があるのではないかという趣旨の意見や、今定例会に提出されている議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定についてとの兼ね合いを整理する必要があるのではないかと意見がありました。

また、継続審査とするのであればいつ結論を出すのか、請願者に対していつまで待ってもらえるのか、セクハラ、パワハラの定義はどんどん広がっているとの意見がありました。

当委員会といたしましては、ハラスメントに関する実態や法制上の枠組みや制度設計を含め、慎重に調査、研究すべきであるとし、継続審査とすることに賛成多数で決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○14番（牛島孝之君）

あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願に対して、請願者はこのハラ

メントについて、これはいじめ、嫌がらせと訳される言葉です。広い意味では人権侵害を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシャリティーなどの属性、あるいは広く人格に関する言動によって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることを言い、パワハラやセクハラ、モラハラなど、ハラスメントには様々なものがありますという趣旨でございました。

議案第14号 八女市人権・同和教育啓発センター条例の制定が可決されましたけれども、その中に、新たな時代に対応するために広く調査分析等を行いながら、新たな人権問題に取り組んでいく機関が必要なためセンター化をお願いすると。あらゆるハラスメント、人権侵害、広い意味で言うハラスメント、やはりこれは必要だろうと。せっかく議案第14号におきまして人権・同和教育啓発センターの設置が認められました。昔の言葉でいけば、仏をつくって魂を入れずです。やっぱり同時にこのセンターができた以上、そこを相談もできるようなセンターとして利用していただきたい。そのためにはハラスメントの防止を求める条例の制定を求めたいので、継続審議には反対をいたします。

以上です。

○21番（川口誠二君）

請願第1号 あらゆるハラスメントの防止を求める条例制定を求める請願について、委員長報告は継続ということで、委員長報告に対して賛成の立場で討論を行いたいと思います。

職場におけるパワーハラスメント、さらにはセクシャルハラスメント等、様々なハラスメントは働く人が能力を十分に発揮することを妨げるものと言われております。個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為でもあります。また企業にとっても職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題でもあります。

近年、職場におけるハラスメントが急増し、深刻な問題となっており、私は、今請願の委員会審査を傍聴させていただき、請願人の意見陳述を聞かせていただきました。その切実な思いを痛感させていただきました。ハラスメントのない地域社会の実現というのは、私は議会の大きな役割であり、積極的にこの調査、研究をされることを強く要望し、賛成討論いたします。

○3番（坂本治郎君）

私は牛島議員と同じ立場で、反対の立場で討論させていただきます。

県でも、近隣自治体でもハラスメントの条例というものは制定されて努力されている。言論の自由がもしかしたらハラスメントだというものを強く出すことによって、これまでの流れからすれば言論の自由が心配されるという考えもあるかと思いますが、まずは条例を制定してみて、その後に勉強するということが、市として全体として勉強していくということが

大切だと私は考えます。そういうものを放棄していると市民のほうから見えるのではないかという心配というのと、あとは時代背景と市民にそうやって寄り添い、立場の弱い者に寄り添おうということは市としての公益につながると私は考え、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

請願第1号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案4件、委員長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第39号から委員会提出議案第1号まで、計5件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和6年第2回八女市議会定例会において、議案36件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会に、さらに議案4件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第39号 工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

（仮称）八女市立みさき学園増築改修工事を施工するため、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を実施しましたところ、イノウエ・末崎組特定建設工事共同企業体を工事請負人に決定いたしました。

本案は、イノウエ・末崎組特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この補正は、令和5年12月22日に閣議決定された国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援に取り組むもので、歳入歳出それぞれ644,348千円を追加

し、総額は44,898,242千円となります。

まず、歳出の内容について御説明いたします。

今回の補正は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯並びに住民税均等割のみの課税世帯等に該当する世帯への給付、併せて当該世帯のうち子育て世帯の児童1人あたりに給付金を加算する新たな住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金給付事業のほか、定額減税し切れない方への定額減税に係る調整給付金給付事業に係る経費を計上いたしております。

歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほか、定額減税に伴う市民税の減額と、その補填財源となる地方特例交付金を計上しております。

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、荒尾好守委員が本年3月22日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年です。

その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服申出があった場合に、中立的、専門的な立場から審査決定するものでございます。

荒尾氏は、人格、識見ともに優れ、長年にわたり市職員として固定資産税賦課業務に携わり、税務行政に精通されており、これまで3年にわたって固定資産評価審査委員会委員として、その重責を担っていただいております、適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議案第42号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の加藤哲英氏が本年3月28日をもって任期満了になることに伴い、後任に東博臣氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は4人で、任期は4年でございます。

委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するとされています。

東氏は、昭和55年3月に兵庫教育大学大学院を修了後、公立学校教員として、主に八女地区の小学校に勤務され、八幡小学校、上妻小学校及び福島小学校では校長として御活躍されました。

また、教育行政の分野では、平成10年4月から福岡県教育センターの生徒指導・特別活動の研修主事として教員研修に関わり、平成12年4月からは福岡県教育委員会事務局指導主事

として教育行政の発展に御尽力をされました。このような実績から教育委員として適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回改正の主なものとしたしましては、議会が新庁舎に移転するに当たり、議場内に新たなシステムが導入されることにより、議案等の表決を電子システムで行うことができることから、起立及び挙手による表決の一部を改正するものであります。

議会におかれましてもよろしくお願いいたします、提案理由といたします。

○議長（橋本正敏君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案審議に当たりまして、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会において検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

市長より3月8日に送付を受け、本日、上程されました議案2件について、3月12日に議会運営委員会を開催し、協議をしました結果を御報告申し上げます。

議案第39号及び40号について、執行部より説明を受け、取扱いについて協議をいたしました結果、いずれも速やかに議決する必要があると認めることから、議会運営委員会といたしましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することといたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。市長より送付を受けた議案4件のうち、議案第39号 工事請負契約の締結について（（仮称）八女市立みさき学園増築改修工事）及び議案第40号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第1号）につきましては、ただいまの報告のとおり会議規則第36条

第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、市長より送付を受けた議案4件のうち、議案第39号及び議案第40号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第39号 工事請負契約の締結について（（仮称）八女市立みさき学園増築改修工事）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

まずお聞きします。

入札日と予定金額をお願いいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

今回の入札日は令和6年2月19日でございます。

予定価格でございます。入札の予定価格は、税抜き予定価格といたしまして879,500千円でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

入札率と何社ほど入られて、当然、共同企業体だと思いますので、共同企業体名までお願いいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

落札率につきましては98.5%でございます。今回、共同企業体参加業者は8企業体でございます。

企業体名の名称でございます。読み上げます。オオキタ・持丸特定建設工事共同企業体、イノウエ・末崎組特定建設工事共同企業体、大坪・井上特定建設工事共同企業体、石橋・中嶋特定建設工事共同企業体、平成・石崎特定建設工事共同企業体、やひめ・蒲池特定建設工事共同企業体、大坪・中島特定建設工事共同企業体、黒木・平野特定建設工事共同企業体。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

恐らく金額的なものがあってホームページには出ていないと思います。今言われたのはホームページはいつ出ますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

入札の結果につきましては、今回の入札に限らず入札後落札をした業者との契約締結が完了した後にホームページで公開をいたしております。今回の契約につきましては、本契約の締結には議会の議決が必要となりますので、入札結果につきましては議会での議決をいただいた後に速やかに公表したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては先ほど承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

事業説明書の3ページに、定額減税し切れないと見込まれるものに対して云々となっておりますけれども、定額減税というのが前提にあるかと思います。定額減税がどうなっているのかお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

まず定額減税でございますけれども、これは令和6年度の国の経済対策の一環として行われるものです。現在、賃金上昇が物価高に迫いついていないということで、国民の負担を緩和するためにデフレ脱却の一時的な措置として行われるものでございます。

内容につきましては、所得税から30千円、住民税から10千円減税をされるというものでございます。

○19番（森 茂生君）

それがどのような格好で、いつから減税されるのか、もう少し詳しくお伝え願えますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

所得税30千円と住民税10千円、合わせて40千円ですけれども、そこまで減税されない方につきましては……（発言する者あり）

○議長（橋本正敏君）

よろしいですか。

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○税務課長（田代秀明君）

定額減税はいつからということでございますけれども、まず所得税につきましては、6月の源泉徴収が始まってくると思いますけれども、その源泉徴収ということでそれぞれの事業所から引かれるということになります。住民税につきましては、5月の特別徴収の課税の時期になりますけれども、そこから減税をしていくという形になります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

これは給与所得者のみですか、事業所得の場合はどうなるのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

事業所得者につきましては、令和6年分の所得税が確定しないと最終的には減税できませんので、事業者につきましては、来年度の申告の時期に減税されるということになると思います。

○19番（森 茂生君）

ということは、給与所得者の人は手続上何もしなくていいということですかね、事業者から減税分も戻すと言っちゃなんですけれども、その分を給与所得の税金から差っ引いて調整するので、本人は何もしなくていいという理屈ですかね。

○税務課長（田代秀明君）

今、議員が言われましたように、所得税については源泉のほうからされますので、事業所のほうがそれぞれ引かれますので、給与をもらっている方は、特に何もする必要はないと思われま。

○19番（森 茂生君）

問題はそこですけれども、今度定額減税し切れないと見込まれるものに対し、調整給付金ということです。ですから、調整交付金、聞いたことないような名前で、一体どうなるのか、正直言って理解できないんです。分かるように説明をお願いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

御説明いたします。

先ほど申しましたとおり税のほうで行います定額減税につきましては、所得税30千円、それから、住民税の所得割10千円をそれぞれ減税対象人数分控除することになっております。この金額を定額減税可能額といいますけれども、この額を令和6年度推計所得税額や令和6年度分の個人住民税額が上回る場合、その差額を調整給付金として給付するものでございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっと分かりにくいんですけれども、給与から天引き——戻すというか、この給付金が定額減税されます。それで引き切らなかった場合という意味ですか、引き切らなかった場合、どうなるんですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

イメージで話させていただきますと、40万円の減税の枠がありますけれども、所得税とか住民税の額がこの額に届かない場合、40千円減税枠がありますけれども、そういった税額が10千円だった場合は30千円を差額として給付すると、そういったイメージとなっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

何となく分かりますけれども、それは所得が確定した時点で来年度それを支給するという理屈でいいんですか。それとも、これを読むと、令和6年度の早期に開始するとなっております。来年度はもっとできるだけ早い給付じゃないわけですが、そこら辺はどうなっているか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和5年の所得など、そういった現在持つておる課税情報から推計いたします。このぐらゐの額だろうというのをを出しまして、その税額を基に給付の計算を行うところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

推計して、例えば、10千円が引き切らなかったということであれば、その人に10千円を八女市から給付するという理屈でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

おっしゃるとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

これは正直言って何度か読み返しましたが、非常に分かりにくいんですけども、資料によれば、今の時点で入手困難な情報を基に大体予測する。予測して、推計をして、金額を決める。そうすると、当然誤差が出た場合、今度戻さやんという事態になるのかならないのか、そこら辺のところはどうなりますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

給付額が不足する場合はその分お支払いします。もしお戻しするような額が発生いたしたとしても戻すことはないということでございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。戻さなくても、たとえもらい過ぎていても戻さなくてもいいということですね。分かりました。そうすると、これを計算するとに相当な労力なんかが要るだろうと思います。しかし、手元の資料ではデジタル庁のツール、推計所得税額算定ツールを利用すれば云々となっていますけれども、そのようなデジタル庁のツールを八女市も利用されるのかされないのか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

システムを使用して計算するところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

そしたら、八女市はそういう難しい計算をせずに、デジタル庁のその何かのツールを使って一件一件計算をしてしまう。そして、その計算を基にお支払いをする、事業をするということで、そういうツールはずっとあったんですか。それとも、今始まったばかりなのか、それとも、それは料金が要るのか、そこら辺の説明をしていただかないと私たちには理解できませんので。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

まず、市のデータから対象者とか金額とかの基となるデータを作成して、そのデータを基に国のシステムを使って計算するという流れになっております。

以上でございます。（「有料ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

使用料はと言いますけど。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

使用料は有料となっております。

○19番（森 茂生君）

有料ですか。ここには基本的に自治体負担なしと書いてあるんですよ。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

補助対象となっておりますので、国から補助金が参ります。

○19番（森 茂生君）

有料だけれども、後から補助金が来るということですか。もう少し的確な答弁をしていただかないと、こっちのほうに分からなくなってしまいます。

分かりました。今後もこれに限らずデジタル庁のツールを使って、いろいろもろもろのあるときは、そういうツールを使って計算をすることになりますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

今回の給付金につきましては、このシステムを使って計算するということになっております。また別の給付金とか制度ができた場合は、また改めてということになるかと思えます。

以上でございます。（「あともう一点だけ」と呼ぶ者あり）

○19番（森 茂生君）

均等割、あるいは森林環境税なんかがありますけれども、この扱いはどうなりますか。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

令和6年度にまた新たに住民税非課税のみとか均等割のみ課税となった世帯につきましては、100千円の給付金を支給するところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

いや、そういう意味ではなくして、均等割も税金を納めなくてはなりませんので、還付といたしましょうか、その給付金で相殺されるのかというのをお尋ねしているわけです。

○税務課長（田代秀明君）

今回の定額減税のほうは所得割の減税になりますので、均等割は対象になっておりません。

以上です。（発言する者あり）減税の対象ではありません。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ございませんか。

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど御承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定によ

り委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第42号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

すみません、プライベートなことになると思うのですが、この方の子育ての経験というものはお答えできますでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

どなたが答えますか。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○総務部長（原 亮一君）

お答えいたします。

この候補者の方につきましては、個別のことについてはお控えさせていただきたいと思
います。市長説明がございましたような提案理由でございますので、御了承いただきた
いと思
います。

○議長（橋本正敏君）

いいですか。

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第1号 八女市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題
といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 山の井用水組合議会議員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第4. 山の井用水組合議会議員の選挙を行います。

山の井用水組合議会の八女市選出議員数は組合規約第6条の規定により9名と定められております。よって、9名について選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

山の井用水組合議会議員に、池尻律芳氏、松門徳明氏、樋口健氏、古園井寿氏、原口保夫氏、橋爪徳雄氏、松崎和則氏、大坪隆治氏、浜田勝重氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました9名を山の井用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名は山の井用水組合議会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（橋本正敏君）

日程第5. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、市長より井上光洋氏、塩塚光徳氏、下川哲郎氏、松家徳雄氏の4名を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

まずお聞きしますけれども、この推薦はどなたが推薦されるのでしょうか、人選のこれはどういうふうになっていますか、お聞きします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

基本的に、現在、在任の方にはまずは留任というか、再任のお願いをしているところでございます。再任の方が無理だと言われる際には、地区の区長さんなりからの推薦等もいただいております。

○14番（牛島孝之君）

当然いろいろな委員の場合はどげんですか、もう一回されますかとか、当然お聞きするのは当たり前だろうと思いますけれども、今言われたように、区長の推薦でいいとですか、ほかに何か取決めはあるとですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

特に取決めということではございませんが、当八女市におきましては、いわゆる中学校単位校区程度で推薦のほうをお願いしておりますので、関係する行政区長さんなりが地元にも詳しいということでございますので、そちらからの推薦等も依頼をいただいております。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

お諮りいたします。市長推薦の４名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、市長推薦の４名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

ここで福祉課長より発言の申出がございますので、発言を許します。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

修正いたします。電算システムの件でございますけれども、算定ツールにつきましては無料でございます。給付システムというのはまた別にございまして、そちらは有料になっております。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで本議場による最後の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成22年の市町村合併以来、ここ立花庁舎３階の議場におきまして、本日まで14年間、条例や予算など、数多くの議案が審議されてきました。活発に御議論いただき、執行部への提案などを幅広く行っていただきましたことを厚く御礼申し上げます。様々な議論が交わされ、重要な議案が決定されてきたこの議場を、本日、今定例会を最後に閉じることになります。慣れ親しんだ本議場に感謝を申し上げますとともに、議員の皆様におかれましては、新しい議場におきましても、市民の生活向上、八女市の発展のため、より一層の議論を交わしていただきますことをお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

これをもちまして令和６年第２回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後０時１分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋 本 正 敏

八女市議会議員 原 田 英 雄

八女市議会議員 服 部 良 一